

大学評価学会通信

第2号(2004-2) 2004年7月24日

編集・発行：大学評価学会事務局
612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
龍谷大学 重本研究室 気付
e-mail:a97003as@ryukoku-u.jp
Tel : 075(645)8630 (重本)・8634(細川)

目次

秋季研究集会のプログラムが決まりました 1	文部科学省を訪問して 田中昌人 5 専門委員会への参加を呼びかけます 6 『現代社会と大学評価』創刊号について 2
『現代社会と大学評価』創刊号について 2	大学評価の基本的前提は何か 永岑三千輝 7
訪問印象記 重本直利 2	運営委員会報告 8

秋季研究集会のプログラムが決まりました

2004年度の秋季研究集会を次の要領で開催いたします。多数の会員のご参加をお待ちしております。詳細については、同封のチラシをご覧ください。

日時：2004年9月11日(土)

場所：キャンパスプラザ京都 4階第3講義室

メインテーマ：「大学評価」を評価する

プログラム

10:00~12:00 会員報告

13:30~16:15 講演

池内了氏(名古屋大学大学院理学研究科教授)「法人化の影ひたひたと.....」

蔵原清人氏(工学院大学教授)「どんな大学評価が大学をのばすのか 大学評価をめぐる状況と課題について」

16:30~17:45 事務局報告(「大学評価をめぐる最新動向について」)

18:00~20:00 懇親会(於:2階レセプションルーム)

参加費：無料(なお、懇親会費は2000円)、事前の参加申込は不要です。

事務局からのご連絡

1. 学会パンフレットについて

「大学評価学会入会案内」および入会申込書を2部ずつ同封しています。周囲の方に学会加入を呼びかける際に、ご使用ください。なお、パンフレットが必要な場合は事務局までご連絡いただければ、お送りします。

2. 秋季研究集会のチラシについて

9月11日に開催されます秋の研究集会のチラシを2部ずつ同封していますので、ご活用ください。

3. 学会費の納入について

学会費の納入がまだの方は、すでにお送りしています郵便振替用紙を用いてご送金くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務局会計担当(小長谷)までお願いいたします。電話は、075-645-8621(ダイレクトイン)、E-mailはkonagaya@biz.ryukoku.ac.jpです。

4. 学会名簿について

『大学評価学会通信』2号にあわせて、基本事項のみを記載した会員名簿をお送りする予定でしたが、次回(10月下旬の予定)にさせていただきます。ご了承ください。

学会年報（『現代社会と大学評価』）の創刊に向けて、年報編集委員会が設置されました。編集委員会の構成は、蔵原清人、橋本勝（以上、運営委員）熊谷滋子（事務局）、井上千一（会員）となっています。他に、事務局から編集実務者として細川孝事務局次長が参加します。

年報編集委員会では、次の要領で『現代社会と大学評価』の原稿を募集いたしますので、ふるってご応募ください。

- (1) 投稿希望者は、8月末日までに、氏名、所属、職名（大学院生の場合は課程、学年など）住所、電話、Fax、e-mail アドレス、論文・書評などの別、予定のタイトルを書き、編集委員会まで申し込んでください。必要事項をお知らせします。

送付先は、612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学 細川研究室 気付
大学評価学会年報編集委員会宛 お願いします。E-mail の場合は、必要事項を記入の上、
hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp までお願いします。

- (2) 投稿の〆切は10月末日とします。
- (3) 投稿規定、執筆要領については、現在検討中です。

訪問印象記

大学評価学会第1回関係機関（私立大学協会、文部科学省、大学基準協会、大学評価・学位授与機構）への訪問（2004年6月21日）を終えて

大学評価学会事務局長 重本 直利

会員の皆さんに第1回関係機関への訪問を「印象記」としてご報告を致します。

当日の朝、東京の空は厚い雲におおわれ、ニュースでは季節はずれの大型台風が間もなく四国に上陸し京都直撃のコースを進むようであった。台風が気になりながらの長い一日が始まった。訪問者は、田中昌人代表、戒能民江副代表（文部科学省のみ）、細川孝事務局次長と重本の4名です。なお、以下は、細川さんの記録をふまえ、また私の記憶をたどりながら「印象記」としてまとめたものです。

最初の訪問先は、日本私立大学協会（9:30~10:30）、応対者は小出秀文氏（事務局長）、伊藤敏弘氏（主任）、吉村猛氏（主幹）の三氏でした。今後、資料交換を行うこと、協力・共同をお願いしたいとの田中代表の挨拶で始まりました。

協会側からは、評価の実施にあたって私学に特化した評価を基本とし、地域性（日本私大協会は7支部制）を考慮した評価についても検討課題と考えられているようであった。また、評価基準をクリアーしていれば、後はそれぞれの大学の個性と考え、その線の引き方は難しいが、社会に対する説明責任と私立大学の特性のバランスを取っていきたく考えられているようであった。説明責任については、私立大学は基本的に学費によって成り立っており、特に学生や保護者への説明責任が重要であるとのことだった。このこととも関わって、評価は教育評価を中心に考えているようであり、全体として、私学の独自性に配慮した評価をめざしたいということであった。

今回の評価制度の導入については、早急な制度改革であり拙速を懸念している、評価そのものが最終目標ではないことに留意したい、認証評価機関としては後発優位をめざしたいなどの発言が印象的であった。

協会の今後の日程については、まず、協会が設立準備を進めている財団法人日本私立大学評価機構（仮称）が2004年8月に認可される見通しであり、協会としては、評価の対象は加盟校中心だが別財団なので加盟校以外でも可能と考えたいようである。また、2004年度中に加盟校を対象にして試行的な評価を実施

し必要に応じて修正を加えていき、認証評価実施については2004年度中(2005年初め)に受け付ける予定とのことである。

私立大学協会の評価実施にあたっての独自性・個性が強く印象に残った訪問でした。

次の訪問先、文部科学省(11:00~11:40)では、対応者は、高等教育企画課:小林専門官、那加野係長、松久保係員、学生支援課;松淵係長、玉田係長、国立大学法人支援課:尾川係長、私学部私学助成課:梅野係長、大臣官房総務課法令審議室:吉田係員、橋本係員(窓口、進行役)の9名でした。当初の事前連絡では関係する担当者5名が対応するとの連絡でしたが、当日、訪問すると9名になっていました。評価についていろいろと学びたいので多くなったとの説明がありました。要請側が4名なので、対峙して座ると、いささか違和感を感じました。

さて、評価の実施にあたって示された現状理解として次のような内容が印象に残っている。日本に評価の蓄積が少ないことは、大学評価学会の指摘の通りであり、文部科学省としても現在、諸外国の実例を研究中である。また、大学評価・学位授与機構でも3年間試行的に評価を実施してきており、ある程度蓄積は積み重ねられてきていると考えている。今後も試行錯誤を繰り返しながらやっていきたい。認証評価の目的は、評価結果を社会に公表することを通じて、大学が社会から評価を受けることである。評価は国際的な流れから見ても当然のことであり、大学も評価結果をみて大学の改善を図らなければならない。アメリカでは大学評価の歴史が長く蓄積もされている。日本は大学評価の歴史が浅く、海外の事例も見つつ、研究しながら、早急に評価制度を作っていかなければならないと考えている。これまでの評価はピア・レビューでやってきている。海外でもそうである。評価の担当者については、企業人など大学外の人にも入ってもらいが、基本はピア・レビューであると考えている。なお、評価機関の認証にあたっては、基準はすでに省令で決まっており、これにもとづいて認証することになる。基準に照らして要件を満たしていれば、認証されることになる。

国立大学法人の中期目標における数値目標・到達度目標についてのこちら側から質問に対しては、国立大学法人評価委員会での議論で、「具体性に乏しい」との議論が行われたが、数値目標が示されたことにより「いいものになった」との評価が出されている。評価委員は、数値目標は困難であるが、社会との説明責任上必要であると考え、数値目標化を要請したということのようである。

最後に、2006年問題特別委員会委員長として田中代表が、趣旨説明の上、質問をおこなった。社会権委員会からの勧告に対してどのように検討されたのか。また、この勧告に対する大学関係者(学生や父母を含む)とどのように協議したのか。これに対して、この問題は外務省の所轄である、無償教育については、批准の際に私学問題がネックで留保した、学費負担の「経済的情勢」が厳しいという実態は認識している。大学・短期大学だけみれば進学率の伸びは止まっているが、専門学校を含めれば73%の進学率であり、教育の機会均等は進んでいるとの考えを示したことが印象的であった。

学会からは、改めて2006年問題について外務省とも連携し、取り組むよう要請する発言を行ったが、回答は具体的なものではなかった。予定した30分を超えての意見交換でしたが、「これからだなあ!」という印象で終わりました。

昼休みは、急速に開発が進む丸の内ビル街の一角、京都にはあまり見られない(私が知らないだけ)「ヨーロッパ的なオシャレな雰囲気」のカフェのようところで、4人で昼食をとる。台風が気になりながら。「今、ちょうど京都付近だろうか!」と考えながら次の訪問先へ。

三つ目の訪問先は、大学基準協会(13:20~14:20)、対応者は、前田早苗氏(大学評価・研究部部長心得)でした。大学基準協会は国内では長年にわたって評価を蓄積してきた評価の「老舗機関」である。何事も歴史と蓄積(伝統)が必要であると思う。現在設定され実施されようとしている「基準」以上のものをこれまで行ってきた蓄積のある機関として大学基準協会は存在している。

まず、今回の「認証評価制度」の問題点についての意見交換を行い、多くの点で認識を共有することができました。論点としては、法令との関係で評価結果の公表を求められるなどの不自由さ、文部科学省の

示す設置基準をクリアーすることを求めることからくる諸問題です。例えば、国際的な水準での評価をどう実現していくかが課題であり、中身が今後問われるだろう。評価を受ければいいというだけのシステムでは困るという点などです。

とりわけ、国立大学法人の中期目標・中期計画における数値目標について、また、基礎的条件が違うなかで評価だけが切り離されて実施される点、評価に対する考え方が同じでも、国によって社会的・歴史的背景が異なっている点、さらに日本では、これまでと変わらず、評価についても欧米重視、アジア軽視の風潮があり、この点で日本が孤立化していくことも危惧される点などです。今までになかった視点を含め、日本の高等教育を考えていく必要がある等の意見交換がなされました。

評価の実施にあたって、認証評価は「最低限評価」をすればいいはずだが、日本では「いい大学」という評価を求めたがるのが現状であり、アメリカのアクレディテーションを正確に理解すべきであるという点を考えなければならないこと、原点に戻って自己点検評価ということと評価者のスキル・アップということなど、今、実践的部分に力を入れているとの点が特に印象的であった。

基準協会を出る頃から雨が降り始め、雨中、中央線に乗り西武線に乗り換えて小平へ向かう。一橋学園駅下車の頃には激しい雨となり、駅前でコーヒーを飲んで様子を見たが、ますます激しくなってくるので短距離をタクシーで移動する。

最後の訪問先、大学評価・学位授与機構（16：00～17：05）での対応者は、馬場剛氏（評価事業部長）、川口昭彦氏（評価研究部長）、河本雅弘氏（評価事業部企画調整室長）でした。会話中、窓のガラスに激しい風雨が打ち付け、「嵐の中」での機構との会談になりました。

まず評価については、歴史的には大学基準協会の存在を認めつつ、現在では機構が評価機関として最も先進的であると語られました。今後の評価実施にあたっては、国立大学法人とそれ以外の大学評価との関係では、それがあがる時期に集中することを考えれば、認証評価をすべての国公私立大学に、いつでもどうぞというふうにはならないようであり、二つは性質が違うので、共通化できても、作業は別々のものであると考えているようでした。また、数値目標については教育でも研究でもなじまないものがあるとしつつも、分野によっては評価の仕方は全然違うのであり、一般的には捉えられないので、どこまで数値化するかという議論を行っても前に進まないということであった。キー・ワードの一つは「国際的に通用する基準」であり、機構が行った評価結果を国際的に公表するのを感じており、機構の評価基準は国際的に通用すると思っているとのことでした。

機構の評価が国立大学法人の財政に関わるのはどこまでかなどのこちらの質問については明確になっていないように感じられた。一方、競争的資金が増加しており、機構の評価が国立大学法人の財政に関わる部分は比率としては少ないのではないかと、また機構の研究評価については、競争的資金を配分するための評価とは違うといった点が印象的であった。公表された研究がどう評価されているか、評価の効果がもたらす波及効果に対する懸念については、マイナス面はあるが、大事なことはいかにプラスにすることであることであって、「評価文化」ということを最近強調しているとのことであった。また、機構の評価もワン・サイクルが終わらないと、評価できない、ロング・レンジで考えているとの点が印象的であった。

帰途、国分寺駅までタクシーで、駅のみどりの窓口で「のぞみ」の券を買うとしたら、新幹線は近江八幡で強風のため架線が切断され今日中には復旧しないだろうと言われ、明日の一限目に授業がある細川さんと私は一瞬当惑。とりあえず東京駅まで、途中、田中代表とは「お茶の水」で別れ（さぞお疲れだったことと思います）、その後、予定より大幅に遅れましたが、どうにかその日のうちに京都へ無事帰還し、我が古家の存在も確認して、長い嵐の一日が終わりました。（文責：重本直利）

文部科学省を訪問して

2006年問題特別委員会委員長 田中 昌人

2004年6月21日11時に文部科学省へ田中昌人、戒能民江、重本直利、細川孝の4名で行き、河村健夫文部科学大臣宛別紙「2006年問題に関する文部科学省への要請書」を提出、9名の対応者に説明をしました。

1984年には衆議院と参議院の文教委員会から、2001年には国際連合社会権委員会から、いずれも「検討」が求められていることに対して、田中からはさらに口頭で、どのように「検討」をしたのか、国公立の大学関係者とどう協議をしたのか、どのように具体化するのか、国際連合の社会権委員会への回答に取り組んでいる経過、基本姿勢ないし回答の骨格を事前に明らかにするべきである、というのが特別委員会の現在の希望であると述べました。

加えて特別委員会の中にある意見として、文部科学省の実施している学生生活実態調査に関して、経済的地位と高校生の進路、経済的地位と大学生の経済的理由による退学を明らかにすべきであること、教育基本法、国際人権規約に基づき経済的理由による退学措置を廃止し、これまでの退学に対する復学措置を設ける必要があることを紹介してきました。

直前に、文部科学省における内部検討はまだ開始されていないとの連絡がありましたので、要請書、希望、紹介などを加えて、今後の「検討」が行われることをさらに求めていく必要があると思います。なお、財務省の財政制度等審議会からは「平成17年度の予算編成の基本的考え方について」の答申が行われ、大学評価との関連で「受益者負担の徹底」の方針が強く求められています。このような状況の下で、特別委員会の活動を推進していくために会員の方がたからの御意見を是非お寄せいただきたいと願っております。

文部科学大臣宛の要請内容は以下の通りです。

文部科学大臣 河村建夫 殿

「2006年問題」に関する文部科学省への要請書

要請趣旨

大学評価学会は、下記の要請に関する事項を「2006年問題」として学会内に特別委員会を設けて、緊急的課題として取り組んでおります。

一つは、1966年12月16日に国際連合総会において採択され、日本では1979年9月21日に発効した国際人権規約の「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の内、第13条2項(c)の高等教育における「無償教育の漸進的導入」について、日本政府が、それに「拘束されない権利を留保する」としていることに関して、2001年8月31日における国際連合の「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」の最終見解「日本」は、「拘束されない権利の留保の撤回を検討することを要求する」として日本政府に対し2006年6月30日までに回答を求めている問題です。

関連するいま一つは、国際連合の児童の権利委員会が、日本における「過度に競争的な教育制度の改革」を行い、「高校を卒業したすべての者が高等教育に平等にアクセスすることを確保する」ように求めて、2004年1月30日に行った勧告に対して、日本政府に2006年5月31日までに回答を求めている問題です。

この期限に向けて、日本政府および文部科学省が勧告に基づいて各方面に広く意見を求め、協議を行い、その経過を公表し、具体的な措置を講ずることを求めます。第一の件に関しては、1984年の日本育英会

法の制定に際しても衆参両院文教委員会の各付帯決議において「諸般の動向をみて留保の解除を検討すること」とされています。以来、20年が経過し、今日、学費の負担が高等教育を受ける機会均等を損なう教育上の差別を生ずるまでになっており、「無償教育の漸進的な導入」に基づく政策の具体化は、世界人権宣言第26条、国際人権規約の社会権規約第13条、児童の権利に関する条約第28条、第29条を誠実に履行し、日本国憲法第14条、第26条、教育基本法第3条、第10条、第11条を生かす上で不可欠の事項になっていると考えます。

要請内容

1. 日本国憲法第98条に基づき、国際人権規約の内、社会権規約第13条2項(c)の「高等教育における無償教育の漸進的導入」に対する日本政府の国際連合「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」への回答(2006年6月30日が回答期限)に向けて、早急に具体的な協議および措置を講ずることを求めます。
2. 日本国憲法第98条に基づき、国際連合「児童の権利に関する委員会」が、2004年1月30日に日本政府に対して行った勧告第50項(a)への回答(2006年5月31日が回答期限)に向けて、早急に具体的な協議および措置を講ずることを求めます。

2004年6月21日

大学評価学会・国連社会権委員会2006年問題特別委員会

(略称:2006年問題委員会、委員長・田中昌人)

専門委員会への参加を呼びかけます

大学評価学会では、設立大会での承認にもとづき、5つの専門委員会(他に特別委員会)を設けています。これまで運営委員、事務局員の担当を決めるとともに、月例研究会などの際に委員会のメンバーを募ってきました。より多くの会員の方にもご参加いただき、研究をすすめていきたいと考えています。

これまでのところで確認された委員会の構成は次の通りです。

評価の哲学専門委員会(事務局:紀葉子)

専門委員:碓井敏正、岡山茂、蔵原清人(以上、運営委員)、渡部憲一

高等教育評価専門委員会(事務局:小長谷大介、土山希美枝)

専門委員:中村征樹、橋本勝(以上、運営委員)

学術・研究評価専門委員会(事務局:坂本雅則、重本直利)

専門委員:海部宣男、守屋貴司(以上、運営委員)

大学経営・管理評価専門委員会(事務局:重本直利、藤原隆信)

専門委員:佐藤卓利、永岑三千輝、守屋貴司、由井浩(以上、運営委員)、足立辰雄

大学人権・ジェンダー評価専門委員会(事務局:熊谷滋子、細川孝)

専門委員:戒能民江、篠原三郎、福田菊(以上、運営委員)、塚田亮太

2006年問題特別委員会(事務局および委員:重本直利、細川孝)

委員長:田中昌人

大学の評価においては、その大学が研究教育の使命、真理の探究や学芸の振興をどれほど推進しているかが核心となる。その使命達成度を評価する場合、制度的保障がどのようになっているかがポイントとなる。大学がどれだけ自立的自律的であるか、学問の自由、その制度的保障としての大学の自治(そのためのルール)がどの程度きちんと確立し守られているか、が決定的に重要になると思われる。その観点から、今年3月に市議会で定められた独立行政法人・横浜市立大学の定款をみると、私の理解するところでは、およそ大学の独立性や自治の保障は無きに等しいといわなければならない。心ある人々は「諦観」といつている。以下では、「横浜市立大学を考える大学人の会」(代表・今井清一名誉教授)での最近の議論を踏まえて、いくつかの問題点を指摘しておこう。

理事長(法人・経営)と学長(大学・研究教育)を分離し、理事長を市長(行政当局)が任命し、その理事長が学長を任命する。理事長に対する大学人からの信任・不信任のシステムは制度化されていない。今までは市長が学内選挙の結果を尊重し学長を任命していたが、定款は、教員がごく少数しか占めない可能性がある学長選考委員会を設けるだけである。学内の民意を問うシステムは設定されていない。

そもそも大学の教員は研究教育の主体的担い手であり、その教員人事がどのように行われるかが大学にとって死活的に重要である。国立大学法人法においても、また首都大学東京の案においても教員人事に関する事項は教育研究評(審)議会の審議事項となっているが、本学定款には規定がない。新大学人事として現実には、いかなる法的規定、いかなる学則、いかなる選考規則に基づくか不明のまま、大学改革推進本部(行政当局)と最高経営責任者(孫福氏の突然の死去で空席)のもとに「教員選考委員会」を置いて人事を進めている。行政当局の組織と決定による教員選考であり、行政当局に指名された少数の大学人だけが選考に関与する。ここには大学の自治はない。

行政当局が指名し組織した「教育・研究評価検討プロジェクト」が中間案を出した。それには「新たな教員人事制度の構築に向けた取り組み」という副題が付されている。その「評価の考え方」は、「組織の目標と教員個人の目標を結合させ」、「教員全体が、組織の目標やみずからに求められている役割を認識し、みずからの能力を高めよりいっそう発揮できるようにする」という。

それでは、肝心の「組織の目標」は誰がどのように決めるのか? 中間案の説明会で当局の責任者は、地方独立行政法人法にしたがい設置者である地方公共団体(本学の場合=市)の長が決めるという紋切り型の法律解釈を示した。だが、「決める」という最終的な法律上の枠組みだけに着目するのは問題である。法律に従う場合でも、大学の自治、大学の独立性や自律性を尊重するならば、すなわち単なる行政法人ではなく、地方独立行政法人法の条項にわざわざ公立大学法人に関する特別規定をいれたとすれば、すなわち特に「独立」制を重んじるべき大学であるならば、教授会や評議会といった大学教員の自治的組織が大学という組織の自立的で自律的な目標の検討・決定を行うべきである。決定に至る重要部分が大学人の手になれば、大学人は行政命令に服するだけの行政職員になってしまう。

だが、そのような発想は大学改革推進本部の発言(中間案説明会での私の質問に対する返答)には見られない。行政当局の指名した人々による「プロジェクト委員会」で決めて、「組織の目標」としようというのであろうか。定款は、中期目標について経営審議会と教育研究審議会が「意見をいう」とあるが、その経営審議会や教育研究審議会が大学内の民意を客観的かつ公正に反映するシステムは保障されていないのである。その根本を問題にしている。地方独立行政法人法78条には、「設立団体の長は、公立大学法人に係わる中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない」とあるので、まさにその「公立大学法人」の意見がどこまで大学の真に民主的な創意を結集したものであるのか、その制度的保障をこそ構築していくべきなのである。

大学が自主性・自律性を発揮するためには研究教育を担う大学人が組織として大学の目標や計画の設定に参加できるシステムでなければならない。学則でそれを明確にすべきだと考えるが、横浜市の定款では、「重要な規程の制定及び改廃に関する事項」は経営審議会の審議事項となっており、その学則を決める経

営審議会が理事長をはじめ行政当局の意向が貫徹する(上からの支配力の貫徹)とすれば、行政の大学支配のシステムだけは幾重にも保障されていることになる。大学としての自立的な意思決定システムを確立し、それを通じて決めないかぎり、「大学の目標」は、上から、あるいは外から押し付けられた目標でしかない。そうした、「上から」、「外から」決められた「組織の目標」に従うというのでは、大学の自律性はない。そうした「組織の目標」に合致しているかどうかで、教員の評価が決まるとすれば、およそ大学における学問の自由は成り立たない。

新大学の目標や意思の決定システムに関わる問題は本来、現大学の評議会・教授会で審議すべきだが、評議会・教授会の審議権は無視されたままである。いったい自由な教授会・評議会における組織的討議を経ないで大学らしい大学になるのか、きわめて由々しい事態が進行している、というのが私の見方である。

運営委員会報告

5月23日、6月20日(以上、東京)、6月26日(京都)で運営委員会を開催しました。そこでの決定の概要をお伝えします(他の記事に掲載されている事項は除きます)。

1. 2005年度第2回全国大会について

2005年3月26日(土)、27日(日)の2日間、駒澤大学(駒澤キャンパス)で開催することを承認しました。大会の運営にあたっては、関東の運営委員・事務局員を中心に運営委員会を構成することとなりました。大会のメインテーマは9月11日の第4回運営委員会で決定します。3~6の分科会は、専門委員会が設定し、内容については専門委員会が責任をもって提案します。

2. 2006年度第3回全国大会の開催校について

開催地域については、関西か中部での開催を検討することを承認しました。予算措置(大学からの補助等)を伴う場合は早急な対応が必要なため、早急に決定することとなりました。

3. 会計監査人の委嘱について

会計監査人の委嘱については、設立総会に於いて運営委員会の責任で行うことが承認されていました。運営委員会で審議の結果、次の会員に委嘱することが承認されました。

井上秀次郎氏(東邦学園大学) 山西万三氏(NPO京都社会文化センター)

4. 運営委員の交通費支給基準について

運営委員が運営委員会等に参加する際、個人研究費等から支出がされない場合には、次の基準で学会財政から交通費を支給することを承認しました。

新幹線のぞみの指定席料金、宿泊が必要な場合は実費。

5. 10月以降の月例研究会の開催方法と内容について

10月以降の月例研究会については、各専門委員会が中心となって開催することを承認しました。報告は会員に依頼し、研究会を開催する過程で、第2回全国大会の分科会の内容を準備します。

6. 「大学評価研究」シリーズの公刊について

年1回刊行の年報『現代社会と大学評価』とは別に、シリーズ「大学評価研究」を刊行していくことを承認しました。シリーズ「大学評価研究」編集委員会編、大学評価学会発行とし、80~100ページ程度のブックレット形式で、市販します。第1号は設立大会シンポジウムを特集し、タイトルは『21世紀の教育・研究と大学評価 もう一つの大学評価宣言』(仮題)です。

【大学評価学会の日誌】

2004年

- 5月8日(土)第5回月例研究会、事務局会議
- 5月23日(日)第1回運営委員会、第6回月例研究会
- 6月20日(日)第2回運営委員会、第7回月例研究会
- 6月26日(土)第3回運営委員会、第8回月例研究会
- 7月19日(月)第9回月例研究会